

確定拠出型年金の現状と課題

— 日米比較を中心に —

代 田 純

要 旨

アメリカの年金基金において大手では確定給付型が中心であるが、民間企業の年金基金では最近まで確定拠出型が増加してきた。しかし確定拠出型年金の資産構成では自社株が中心となっており、局面によってはかなりの損失が発生してきた。一方、プロバイダーによる投資助言も最近まで禁止してきたため、年金加入者に対する投資教育がかなり重要な課題であった。最近アメリカでも401 (k) への見直し気運があり、キャッシュバランスプランなど確定給付型年金が再び注目されている。

一方、日本では既存の企業年金の運用利回りの低下と企業負担の増加、退職給付債務の2000年度からの企業会計における公表などを背景として、98年ごろから日本版401 (k) 導入という気運が急速に高まった。しかし企業型の確定拠出型年金においても従業員の拠出が非課税では認められないなど、限定されたものとなった。

日本の企業年金の改革には、年金税制の全体像の整理、公的年金と厚生年金基金の代行制度の再検討、雇用政策との関連性の整理などが不可欠と思われる。

目 次

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| I. はじめに | IV. 確定拠出型年金導入までの政治経済 |
| II. アメリカにおける現状 | V. 日本における確定拠出型年金の限定された導入 |
| III. 日本における確定拠出型年金導入の背景 | VI. まとめに代えて |

I. はじめに

本稿は、近年の年金改革において脚光を浴びている、確定拠出型年金の現状と課題について、日米比較を中心に検討するものである。この場合、アメリカにおいては、確定拠出型年金のなかでも、いわゆる401(k)が検討の中心となる。

最近の日本における年金研究について代表的なものをサーベイしておこう。注目すべき著作として河村健吉氏による『企業年金危機』が挙げられよう¹⁾。同書では、近年の日本の年金基金解散の動向を踏まえ、以下三点の課題を指摘している。第一に、企業年金の財政基盤を強化し支払い保証制度を確立すること、第二に企業年金を少子化・高齢化に対応できる制度に変更すること、第三に企業年金の情報公開を行い、加入者や受給者の知る権利を保障し、支払い保証制度と企業年金の監督機関を創設することである。日本の基金の支払い保証制度は代行給付の30%が上限であり、同氏によれば不十分である。また企業年金のコスト引き下げの最も有効な方法は、雇用期間の延長であり、掛け金収入の増加と給付金額の減少によって、企業年金の財政は改善可能、と言う。さらに企業年金は母体企業から独立した法人であり、加入者への説明責任(アカウンタビリティ)を果たすべき、とされる。

ついで村上清氏は、日本の企業年金の問題点として、第一に紡績業基金の場合を例として、支払い保証制度の不備を指摘する。第二に、第一の問題と関連しつつ、年金基金による代行制度が年金基金の財政を悪化させていると指摘する。第三に、税制適格年金が特別法人税を支払わねばならない一方で、厚生年金基金が実質的に非

課税となっていることは不公平とされる。第四に、日本における掛け金建て年金(確定拠出型年金一引用者)の導入については、日本には馴染みにくい、とされている。以上の問題点を踏まえて、改革案として、税方式の基礎年金、厚生年金基金の代行の見直しを主張されている²⁾。

筆者は以上の従来の研究に多くを教えられたが、現在の日本の年金改革の背景には、日本企業とりわけ製造業大企業の多国籍化と労働コスト削減ニーズがある、と考えている。80年代を通じて日本の年金の事業主負担を含む労働コストが上昇したことは国際的にも知られている。例えば、ドイツの有力経済紙ハンデルスブラット紙は、96年時点で日本の製造業の時間あたり労働コストが32.57マルクで、旧西ドイツの47.28マルクには及ばないものの、イギリスの22.68マルク、アメリカの26.6マルクを大きく超えていることを指摘した。さらに問題は労働コストの増加率であり、80年と96年の比較では、日本は210%増と国際的に見てもずばぬけて高くなっている。アメリカが48%増、イギリスが65%増、旧西ドイツが109%増であることと比較しても、日本の労働コストの伸びは高い。これはバブル期を中心として、日本の労働コストがかなり上昇したことを意味する³⁾。

他方、日本の海外直接投資はバブル期以降も増加している。特に自動車や電機など不況下においても国際競争力を有し、好調な企業業績を示している業種では海外部門の比重は決定的になっている。例えば、本田技研の場合、営業利益のうち国内が2,063億円に対し、海外は3,357億円、ソニーの場合で国内2,062億円に対し海外は2,075億円、トヨタで国内営業利益6,225億円に対し、海外は1,653億円となっている⁴⁾。このためトヨタは99年度には国内生産台数312万台で海

外生産台数161万台であったが、2000年度には国内330万台に対し海外は171万台の予定である⁵⁾。

こうしたなかで自動車、電機など製造業大企業が生き残りをかけて、国際競争を勝ち抜く条件のひとつが、原材料や部品の調達コストの抑制とならび、年金の企業負担などを含む人件費の抑制と見られる。しかし上記のように、日本全体として労働コストは上昇しており、トヨタなどの場合も同様である。トヨタ自動車の売上高人件費比率（単独ベース）は平成5年6月期には6.1%であったが、平成10年3月期には8.4%へと上昇している⁶⁾。売上高の増加がさほど見込みにくい市場では、やはりコストの抑制が重要な鍵となる。こうした状況から年金などを含む人件費負担の抑制は多国籍化した大企業にとって切迫した課題である。

以上のような多国籍企業の人件費抑制ニーズを背景としつつ、直接には企業会計制度変更に伴う、年金債務の公表が、日本の企業年金改革を促進した。新聞報道によれば、日本の主要企業では年金積み立て不足額が多額にのぼり、東芝で9,181億円、三菱電機で8,959億円に達する一方、アメリカの主要企業では年金積み立て余剰が発生し、GEでは159億ドル、IBMでは83億ドルの余剰が生まれている（いずれも連結ベース）⁷⁾。こうした状況を規定している要因としては、アメリカでは株高によって年金の運用利回りが高いことに加え、確定拠出型年金の普及が進み、企業負担には上限があるが、日本では確定給付型しか存在せず、運用利回り低下による利差損を企業が負担しなければならないことである、と新聞は報道している。

II. アメリカにおける現状

アメリカにおける公的年金の受給者数は1980年の1,958万人から1998年には2,751万人に増加し、年金給付額の月額も同じく341ドルから780ドルに上昇してきた。月780ドルという年金給付額は決して高い水準とは言い難く、アメリカにおいて私的年金が重要な位置を占めることとなる⁸⁾。資金循環表での家計の資産構成においても、年金基金（Pension Fund Reserves）は1980年の14.7%から1998年には29.1%へと上昇している。

アメリカにおける企業年金は大きく二種類に分かれ、31～60才の民間労働力の60%が企業年金に加入している⁹⁾。ひとつは伝統的な確定給付型（Defined Benefit Scheme）であり、事業主は給付支払いに責任を持っているが、従業員が拠出する必要はない。これは従業員への福利厚生の一部なのである。確定給付年金についても事業主の拠出金は全額損金に算入される。ただし従業員の拠出金は課税される。通常、事業主による拠出は従業員の給与の5%であるが、投資利回りが実質ベースで3%以上となるならば、拠出率は5%以下となる。アメリカの年金数理人は確定給付型年金の実質割引率を3%としていることが多い。年金の投資所得にも所得税は課税されない。また401(k)など確定拠出型を含み、アメリカの企業年金では、給付時点でも本人の課税所得を控除した後の金額に課税される。しかし確定給付型の場合、事前積み立て方式の採用が義務づけられ、厳しい最低積み立て基準が設けられている。また年金基金が解散した場合、従業員の年金受給権の最低限を保証する制度（制度終了保険）はエリサ法によっ

て規定されており、解散後は年金給付保証公社に資産が移管され、支払い責任が引き継がれる。

もうひとつの私的年金が確定拠出型 (Defined Contribution Scheme) である。この制度では、事業主と従業員の双方が拠出する。従業員は必要に応じて資金を取り崩すことが可能である。このため従業員が企業を退職する時、積立金は現金化され、新しい年金プランに再投資されるか、ペナルティーの課税がなされる。

アメリカでは1974年従業員退職所得保障法が制定される以前から確定拠出型年金が存在していた。今日、利益分配等と呼ばれる制度である。78年に利益分配をめぐる論争に決着をつけるために内国歳入法に401 (k) 条項が設けられた。これは「Cash or Deferred Arrangement」と呼ばれ、企業からの分配金を即座に受け取るか、退職後に年金として受け取るかの選択を可能にした。80年代に入り、この401 (k) 条項が拡大解釈されて、従業員が課税前の所得から資金を拠出できる年金プランが生み出された¹⁰⁾。

確定拠出型年金では従業員にとっての税制優遇が大きいので、確定拠出型年金がますます増加してきた。確定給付型では従業員の拠出金は非課税とならないが、確定拠出型では9500ドル (1996年) まで従業員の拠出も非課税となる¹¹⁾。また1974年従業員退職所得保障法 (ERISA) によって確定給付型年金への規制が強化され、確定給付型年金のコンプライアンスコストが上昇し、年金保証の保険料支払いの必要が高まったことが、確定拠出型年金の増加を促した。1997年現在、確定給付型年金では、年金保証公社に保険料として19ドル (1人あたり年額、さらに未積み立て債務額に応じて、34ドル以下の追加を公社から請求される) を支払わねばならない。このため確定拠出型年金の管理費用は確定給付

型年金の3分の2程度となった。

1975年には約400万人の従業員が確定拠出型年金 (企業年金の基本システムが確定拠出型であるもので、補足的に確定拠出型に加入するものを含まない—以下同じ) に加入していたが、1993年にはおよそ5倍になり2000万人に達し、企業年金加入者全体の45%が確定拠出型年金加入者となった。この間、従業員100名以下の小企業では、確定給付型年金は著しく減少し、1993年には小企業の年金の90%が確定拠出型年金となった。大企業については、確定拠出型の成長はゆるやかであり、1993年でも大企業の年金では確定拠出型年金が約3割にとどまっている。表1が示すように、確定拠出型年金は中小企業でより広範に普及しており、大企業では従業員数ベースで20%以下にとどまっている。

確定給付型年金の加入者であっても、補足的な確定拠出型年金にも加入する従業員が著しく増加した。1985年から1992年にかけて、確定給付型年金に加えて、401 (k) プランも提供する大企業の比率は13%から38%に上昇した。しかし確定拠出型年金の普及にもかかわらず、退職後に向けた貯蓄を形成する従業員の比率にはさほど変化がなく、民間従業員の43%で推移している。

制度面から確定拠出型と確定給付型を比較しておこう。確定拠出型年金は457, 403 (b), 401 (k), 利益分配, 従業員持株, マネーパーチェースなどのプランからなる。457プランは中央、地方政府、非課税団体の従業員向け、403 (b) プランは非課税団体と公立学校の従業員向けである。401 (k) は中央、地方政府を除く従業員向けで、給与の現金受給または課税繰延利用の選択制度に基づく税制適格の拠出建て制度の別称で、内国歳入法401条 (k) 項に規定されてい

表1 従業員規模別の年金プラン構成

(%)

従業員規模	確定 給付型	確定 拠出型	確定 給付型	確定 拠出型	確定給付型の シェア変化
	1985		1993		1985-1993
2-9	29.3	70.7	10.8	89.2	-18.5
10-24	25.9	74.1	8.8	91.2	-17.1
25-49	31.0	69.0	11.6	88.4	-19.4
50-99	39.8	60.2	18.4	81.6	-21.3
100-249	53.0	47.0	27.5	72.5	-25.4
250-499	69.1	30.9	40.7	59.3	-28.5
500-999	73.3	26.7	51.8	48.2	-21.6
1,000-2,499	75.3	24.7	60.5	39.5	-14.8
2,500-4,999	79.6	20.4	68.7	31.3	-10.9
5,000-9,999	82.1	17.9	75.1	24.9	-7.1
10,000-19,999	85.7	14.3	81.9	18.1	-3.8
20,000+	89.1	10.9	83.9	16.1	-5.2
合計	71.9	28.1	55.9	44.1	-15.9

出所: OECD, OECD ECONOMIC SURVYS 1998-1999, United States, P125

注: 従業員ベースの分布であり、それぞれの合計が100%となっている。

ることで、そう呼ばれる¹²⁾。利益分配制度はすべての従業員向けで、企業収益に応じて企業拠出額が決定され、個人勘定に積み立てられる。従業員持株プランは企業の拠出金で自社株を購入し従業員に割り当てる。この持株制度は従業員の福利厚生という観点だけではなく、企業買収防止といった財務上の観点から実施されることもある¹³⁾。マネーパーチェースは企業が従業員の給与の一定部分を個人勘定に積み立てる制度である。

非課税での拠出金の上限額は457プランが7,500ドル、その他の確定拠出型はすべて3万ドル(1997年現在の上限で、インフレ調整される。また雇用者分と従業員分の合計。)である。一方、確定給付型の場合には、税制優遇の上限としては、給付額の上限が定められており、年間12万5,000ドルとなっている。給与に対する拠出比率の上限は、457プランが33.33%であり、他の確定拠出型は25%である。確定給付型の場合、給付は給与の100%を超えてはならない(中

央、地方政府職員を除く)。雇用者の拠出上限は、457プランで、従業員拠出金を差し引いた、7,500ドルか給与の33.33%の低い方、その他の確定拠出型では、同じく従業員拠出金差し引き後で、3万ドルか給与の25%の低い方である。また従業員の拠出額上限は、403 (b), 401 (k) では9,500ドル、利益分配制度や従業員持株プランでは401 (k) プランが上限に達しないならば、課税後でのみ拠出されている。401 (k) プランでは平均すると、従業員は給与の5.5%程度を拠出金として積み立てている。

401 (k) への拠出金には4つのタイプがあり、第一には従業員の課税前拠出であり、これは所得から控除される。第二に、企業のマッチング拠出と呼ばれるもので、従業員の課税前拠出への企業による追加的拠出である。第三に、任意の企業拠出である。第四に、従業員の課税後拠出であり、通常の税制適格拠出と同じ扱いとなる。

401 (k) では、60才前に転職や解雇で引き出

しをする場合、所得税に10%のペナルティー課税が加算される。中途転職する場合には、個人勘定の本人持ち分を転職先企業の401 (k) に移し替える、あるいは個人退職勘定 (IRA) に移行できる¹⁴⁾。個人退職勘定 (IRA) とは、もともと1974年のエリサ法によって創設された制度で、企業年金に未加入の従業員向けの課税繰り延べ制度である。しかし現在では企業年金に加入する従業員も個人退職勘定 (IRA) に加入している。

401 (k) でベスティング (vesting) と呼ばれる受給権の確保については、従業員拠出分については、拠出時に100%の受給権が確保される。また雇用者拠出分については、加入後3年で20%が確保され、段階的に7年で100%の受給権が確保されている。もともとエリサ法が受給権保護を目的として施行されており、受給権保護の課題はアメリカでは十分に認識されてきた。一方、401 (k) での運用については、従業員持ち分については本人が運用を選択し、雇用者拠出分については従業員が選択する場合と全額を自社株に投資する場合がある。

表2は1999年9月現在でのアメリカの大手年金基金上位20である。*Pensions & Investments* 誌によれば、大手1000の年金資産残高は96年9月には3兆3,910億ドルであったが (前年同期比8.4%増)、97年9月に4兆1,023億ドル (同21%増)、98年9月に4兆3,924億ドル (同7.1%増)、99年9月には4兆9,589億ドル (同13%増) に達した。97年における20%を超える伸び率から沈静化してきたものの、依然として高い伸び率が続いている。うち確定給付型は96年9月における2兆6,586億ドル (構成比78.4%)、98年9月3兆3,465億ドル (同76.2%) から99年9月3兆7,850億ドル (同76.3%) へと増加し、確定拠出

型は96年9月における7,324億ドル (構成比21.6%) から98年9月に1兆459億ドル (同23.8%)、99年9月には1兆1,739億ドル (同23.7%) に増加した。近年、やや確定拠出型年金の伸びが低下してきた¹⁵⁾。この傾向は上位年金では一層顕著であり、上位200年金の401 (k) と457タイプの残高は98年の3,235億ドルから99年には3,104億ドルへと低下してさえいる。上位年金では確定給付型年金は根強く、上位200年金についてみると、99年現在確定給付型年金は資産残高の81%を占め、確定拠出型は19%にとどまっている¹⁶⁾。

99年現在での資産構成については、基本的にいずれも株式の組み入れ比率が高くなっている。資産残高で上位200の年金のうち、確定給付型については、国内株式組み入れ比率が47.2%、国内債券が27.1%、外国株式が14.2%となっており、98年との比較では株式組み入れ比率はそれぞれ2%程度上昇している。一方、確定拠出型では一層株式比率が高く、株式が69.2%、債券が8.1%、現金が7.2%となっている。以下で明らかになるように、確定拠出型の株式はかなり自社株の比率が高くなっている。

個別の年金で見ていくと、最大手はカリフォルニア州公務員年金基金であり、資産残高は1,558億ドルであるが、確定給付型が1,557億ドルと圧倒的に多い。確定給付型年金の資産構成は国内株が43.9%、国内債券が23.2%、外国株が19.7%となっている。昨年、同年金もヘッジファンドへの出資を株式の25%以下の範囲内でおこなうこととした。しかし現状では5%以下にとどまっている。

第二位はニューヨーク州地方年金基金であるが、1,113億ドルのすべてが確定給付型年金となっている。資産構成において、株式は50.2%、

表2 アメリカの大手年金基金

(100万ドル, %)

	年金基金名	資産残高 (98年比増加率)	確定拠出型 年金残高(構成比)	資産構成比 (%)
1	カリフォルニア州公務員	155,823 (16.7%)	112 (0.07%)	国内株 43.9%, 国内債券 23.2%, 外国株 19.7% (確定給付型)
2	ニューヨーク州・地方	111,369 (11.7%)	0	国内株 50.2%, 国内債 30.3%, 外国株 11.8%
3	カリフォルニア州教員	98,437 (19.1%)	37 (0.04%)	国内株 42.8%, 国内債券 25.3%, 外国株 25.1% (確定給付型)
4	フロリダ州投資委員会	93,152 (20.2%)		
5	GM	91,000 (4.6%)	21,500 (23.6%)	－
6	連邦退職貯蓄組合投資委員会	85,309 (32.4%)	85,309 100%	株式 59%, 債権 5%, 現金等 36% (確定拠出型)
7	ニューヨーク州教員	81,523 (14.7%)	0	国内株 65.3%, 国内債券 14.6%, 外国株 9.1%
8	テキサス州教員	79,377 (14.3%)	0	国内株 52.7%, 国内債 34.8%, 外国株 10.3%
9	ニュージャージー州投資局	74,927 (18.3%)	1,157 (1.5%)	国内株 49.8%, 国内債 21.3%, 外国株 15.5% (確定給付型)
10	GE	71,456 (21.7%)	26,326 (36.8%)	国内株 46%, 国内債 21% (確定給付型) 自社株 72%, 債権 11% (401K, 457プラン)
11	ニューヨーク市	63,065 (14.3%)	0	国内株 55.4%, 国内債 28.6%, 外国株 15.3%
12	ルーセント・テクノロジー	62,267 (25.0%)	21,200 (34.0%)	－
13	IBM	61,810 (17.4%)	19,460 (31.5%)	国内株 35%, 国内債 29%, 外国株 23% (確定給付型), 自社株 18%, その他株式 53% (確定拠出型)
14	SBCコミュニケーションズ	60,953 (96.0%)	19,314 (31.7%)	－
15	ウィスコンシン州投資委員会	57,692 (13.1%)	0	国内株 39%, 国内債 27%, 外国株 16%
16	ボーイング	57,370 (15.9%)	20,395 (35.5%)	国内株 52%, 国内債券 25% (確定給付型), 自社株 16%, その他株式 51% (確定拠出型)
17	フォード	57,700 (9.9%)	178,000 (32.0%)	内外株式 66%, 内外債券 33% (確定給付型)
18	ベル・アトランティック	54,275 (14.6%)	17,040 (31.4%)	国内株 38.4%, 債券 25%, 外国株 20.3% (確定給付型), 自社株 59%, その他 25% (確定拠出型)
19	オハイオ州公務員	52,760 (11.2%)	0	国内株 35.8%, 国内債 36.5%, 外国株 17%
20	ノース・カロライナ州	52,618 (11.4%)	0	国内株 49.1%, 国内債 43.9%, 外国株 5.4%

出所: Pensions & Investments, January 24, 2000から作成。

注: 1999年9月末現在。

国内債券が30.3%となっている。資産運用については、カリフォルニア州公務員年金基金も同様であるが、領域別に運用委託している。例えばニューヨーク州地方年金基金の場合、国内株

式についてはアライアンス、オッペンハイマー、外国株についてはBGI、ベイリーギフォード、エマージングマーケットの株式についてはキャピタルガーディアン、テンプレートン、不動産に

についてはエトナ、アポロといったように委託している。

第三位はカリフォルニア州教員年金基金であり、やはり984億ドルのほとんどが確定給付型年金となっている。資産構成については、国内株式が42.8%とやや低めであるが、外国株については25.1%とやや高めになっており、合計の株式組み入れ比率は70%に近くなっている。同年金基金の場合、全体的なポートフォリオ構成はパークレイズグローバルインベスターが組んでおり、この下で国内株や外国株といった領域別に運用がその他の業者に委託されている。

大手年金基金のうち、確定拠出型年金の上位は、表2にも示されるように、第一位は連邦退職貯蓄組合投資委員会で確定拠出型年金の資産額853億ドル、第二位はGEで263億ドル、第三位はGMで215億ドル、第四位はルーセントテクノロジーで212億ドル、第五位はボーイングで204億ドル、第六位はIBMで195億ドル、第七位はSBCコミュニケーションで193億ドルである。この他、表に掲載されていないものでは、第八位がプロクター&ギャンブルで185億ドル、第九位がフォード自動車で178億ドル、第十位がベルアトランティックで170億ドルである¹⁷⁾。

これらの大手の確定拠出型年金の資産構成を見ると、民間企業では極めて自社株の比率が高くなっている。GMの場合には資産構成を公表していないが、GEの401(k)、457プランでは自社株比率は72%に達し、IBMでも18%、ボーイングでも16%である。さらにプロクター&ギャンブルでも確定拠出型年金資産の96%が自社株、ベルアトランティックでも59%の高い比率に達している。

このように、アメリカの大手年金基金を見ると、第一に公的部門（公務員年金等）で最大手

の年金基金が多く、そこでは確定給付型年金が現在でも主流であること、ただし資産構成では内外株式が60~70%に達していること、第二に民間企業の年金基金で確定拠出型が多く見られるが、民間企業の上位年金基金について見ると、確定拠出型は資産残高の20~30%程度であること、確定拠出型年金の資産構成については自社株が高い比率に達している事等がわかる。すでに検討したように、アメリカの確定拠出型年金では企業が年金拠出金を非課税で負担しており、資産構成で自社株が多いことを併せ考えると、401(k)などには従業員の福利構成だけではなく、企業の財務政策の性格も併せ持つと見られる。

表3はアメリカの大手確定拠出型企業年金である。ペンション&インベストメント誌の調査によると、上位50社の確定拠出型年金の資産構成は、自社株43.8%、国内株（自社株を除く）30.2%、生保の利率保証契約などの安定運用商品13.9%、国内債券4.8%、外国株2.3%などとなっている。表3においても、第一位のGEで自社株は73%に達するほか、第六位のプロクター&ギャンブルで95.7%、第十一位のSBCコミュニケーションズで67%とかなり高い比率になっている。

自社株組み入れ比率が最も高い年金は、プロクター&ギャンブルであるが、同社の確定拠出型年金では401(k)プランが少なく、利益分配型が中心である。この利益分配型では従業員の拠出の有無にかかわらず、企業は拠出している。一般的な傾向としては、企業のマッチング拠出が自社株で実施されていると、自社株比率が高くなる傾向にある¹⁸⁾。

大手の確定拠出型年金は表3にあるように、401(k)が中心であるが、401(k)以外のプラ

表3 アメリカの大手確定拠出型企業年金

	確定拠出型年金名	資産残高 (100万ドル)	プラン数	401K残高 (100万ドル)	投資 オプション数	加入率 (%)	有資格 従業員数	自社株組み 入れ比率(%)	マッチング 拠出	日々の残高 ・投資転換 ・転換のみ
1	GE	25,632	1	25,632	7	85	138,000	73	現金	－
2	GM	23,619	6	0	－	－	－	－	－	－
3	ルーセント・テクノロジ	21,318	2	20,048	13	78.2	122,918	44.5	現金・自社株	○
4	ボーイング	20,913	1	0	11	－	－	17.0	－	－
5	フォード	20,798	1	0	－	－	－	－	－	－
6	プロクター・ギャンブル	20,387	8	291	7	100	35,500	95.7	－	－
7	IBM	20,077	1	20,077	11	90.0	141,000	18.0	現金	○
8	ベル・アトランティック	15,988	3	15,988	11	85.0	113,000	54.3	自社株	○
9	デュ・ポン	13,351	5	0	30	83.0	60,574	19.0	現金	○
10	ロッキード	11,585	10	11,585	10	83.4	125,000	17.1	－	－
11	SBCコミュニケーションズ	11,433	6	11,433	6	73.0	87,081	67.0	自社株	○
12	ATT	11,012	5	11,012	10	76.0	101,053	28.0	現金	○
13	ベルサウス	10,378	3	0	11	81.0	75,463	63.1	自社株	○
14	エクソン	10,300	1	0	－	－	－	－	－	－
15	シェール石油	9,875	2	1,825	15	80.0	22,500	19.0	－	○
16	シテイ	9,353	2	9,353	－	84.6	106,000	47.0	現金	○
17	ユナイテッド・テクノロジ	8,607	4	8,607	16	73.0	64,799	32.7	自社株	○
18	アマリテック	8,448	2	8,448	8	72.0	70,337	72.0	－	－
19	ヒューレット・パッカード	8,352	3	0	－	－	－	－	現金	○
20	シェアロン	8,048	1	8,048	10	97.0	23,243	81.0	－	－

出所：Pensions & Investments, August 23, 1999, March 9, 1998から作成。

注：1999年6月30日現在。－は不明

ンも多く、GM、ボーイング、フォードなどの上位年金でも401(k)や利益分配型以外のその他タイプのものが中心である。投資オプション数では、上位50の年金で平均12のオプションが用意されている。最もオプションが多いのは、第三十一位のイーストマンコダック(資産額57億ドルで、表3の欄外)であり、投資信託(ミューチュアルファンド)や年金専用の合同運用ファンド(Commingled Funds)が合計36ある。ついで表3で第九位にランクされるデュポンが、投資信託、合同運用ファンドに加え、生保などの分離勘定(Unitized separate accounts)などから30のオプションを提供している。

加入率(有資格従業員数に対する実際の加入者の比率)が最も高いのは、モトローラ(資産額64億ドルで第二十九位、表3の欄外)やプロクター・&・ギャンブルの100%であるが、これらの企業では有資格の従業員は自動的に加入する制度である。うちモトローラでは本人が希望すれば脱退できる制度を2000年7月から開始する予定である。

拠出金額が最も大きい年金基金はIBMであり、97年9月現在、年間の拠出額は事業主が2億3,300万ドル、従業員が6億8,500万ドルで合計9億1,800万ドルである。同時期の資産残高が140億6,500万ドルであり、残高の6.5%程度の拠出金が収入として入っている。同社の場合、加入者数は11万8,000人であり、平均で5,800ドル程度の本人負担が拠出されている¹⁹⁾。

上位50の確定拠出型年金のうち、加入者に投資助言を提供しているのは、第十五位のシェル石油と第二十五位のフィリップモリス(資産額74億ドルで表3の欄外)だけである。投資助言は後述するように、最近導入されたものである。シェル石油はアメリカンエクスプレスと契約し、

従業員に対し個人別のコンサルティングを提供している。コストは従業員が負担するが、アメリカンエクスプレスは一般的な運用方針を示すだけで、個別の投資推奨はしていない。年金専門家は従業員むけに個別の投資教育が一層重要である、としている。

興味深いことに、シェルとフィリップモリスではいずれも自社株比率は19%、29%と高くはなく、逆に他の企業において投資助言の不足が自社株比率の高さにつながっている可能性がある。投資教育や投資助言が不足していると、従業員は投資助言を暗黙に企業に求め、企業がマッチング拠出を自社株でしていると、従業員は他に情報がいないため自社株にますます投資する、という見方もある²⁰⁾。表3が示しているように、企業のマッチング拠出は現金による場合と自社株による場合とで、ほぼ半々になっている。

こうした自社株による企業のマッチング、および資産構成における自社株比率の高さは、時として運用利回りの低下に結び付く局面がある。例えばコカコーラ社の場合、24億ドルの確定拠出型年金残高を有するが、1998年の高値と株価が低下した同年11月10日の間で時価にして19%、約4億1900万ドルが損失となった。同時にロックウェル社の場合も自社株組み入れ比率は66%であったが、損失は25%に達した²¹⁾。

表3にあるように、確定拠出型年金の多くでは、毎日の残高報告や投資の転換が可能になっている。つまり制度的には自社株の株価が暴落した場合、自己の残高を即座に知ることができ、かつ投資の指示も可能になっている。しかし問題は加入者が投資判断を可能な水準にあるか、否かであろう。

ペンション&インベストメント誌によれば、1998年までは確定拠出型を含む年金基金は投資

教育を認められているが、投資顧問法における投資助言は認可されていなかった。ところが1998年後半に、アメリカ労働省はTCWグループに例外的に投資助言することを認可した。これを受けて基金の20%が許可があれば、サービスプロバイダーに投資助言を認めることを検討しはじめた²³⁾。このことは逆に、加入者が従来は専門家の助言なしに自分の判断で、自社株を含む株式投資に参加していたことを示す。

表4は確定拠出型年金の大手プロバイダーを示す。プロバイダーは年金関連サービスの提供者をさす。このプロバイダーはアメリカの確定拠出型年金において不可欠な機能を提供している。エリサ法（従業員退職所得保障法）のセクション404（c）において、プランスポンサー（企業）は広範な投資オプションの提供、投資ファンド間での資産移動の保障、十分な投資情報の提供などが義務づけられ、これら事項を遵

守すれば、加入者の投資による損失についての法的責任を免れる。この場合、従業員の投資教育がかなり重要になるが、多くのスポンサーは外部のプロバイダーに委託している²³⁾。しかし投資教育は投資助言を含んでいなかった。投資助言をすれば、結果について責任をとらねばならないからである。しかし投資教育と投資助言は区別がいまいなグレーゾーンとして今日に至っている²⁴⁾。この他、確定給付型を含む年金プラン設計に関するコンサルティング、個々の勘定を管理し残高照会などに応じるレコードキーピング、プランの信託受託者として資産を管理するカストディサービス、資産運用としてのアセットマネジメント、拠出金の給与天引きなどの給与計算などがプロバイダーの業務を構成する²⁵⁾。レコードキーピングなどは個々の勘定の管理であるため、システム構築が決定的に重要になる²⁶⁾。

表4 確定拠出型年金プロバイダー

	プロバイダー	加入者数	年金基金数
1	フィディリティ	6,200,000	19,484
2	ヒューイット・アソシエイツ	4,300,000	160
3	メリル・リンチ	3,500,000	16,000
4	スラート・ストリート	2,800,000	165
5	メトライフ	2,702,772	5,353
6	TIAA-CREF	2,107,568	8,822
7	バンガード	1,900,000	997
8	プリンシパル・ライフ	1,856,265	32,892
9	ノーザン・トラスト	1,579,000	253
10	プライスウォーターハウス	1,400,000	260
11	エトナ	1,254,783	26,541
12	バットナム	1,243,186	2,275
13	バリック	1,226,000	27,350
14	タワーズ・ペリン	1,200,000	86
15	ドレイファス・バック	1,174,429	762
16	T・ロー・プライス	1,106,000	890
17	コーブランド	1,060,500	8,600
18	シグナ	983,179	2,626
19	ブルーデンシャル	869,000	7,613
20	アメリカン・エクスプレス	860,298	266

出所：Pensions & Investments, April 5, 1999から作成。

プロバイダーサービスには一連のサービスを1社が一括して引き受けるバンドル型サービス(98年現在, プランの6割程度), スポンサー企業の社内部門と外部プロバイダーの混合であるアンバンドル型サービス(同, 35%程度)などがある²⁰⁾。近年ではバンドル型が増加している。

80年代前半の401(k)プラン導入当初は, プロバイダーは生保や銀行が優勢であり, アンバンドル型が中心であった。しかし80年代後半からミューチュアルファンド(以下, MF)会社が台頭してきた。MF会社ではMFの直販のためにシステムインフラの整備が進んでおり, 従来生保や銀行では実施できなかったデیلیーバリュエーション(日々の時価評価)や投資転換をフリーダイヤルなどで行うことができた。表4の第一位にはMF会社のフィデリティがランクされ, 生保系のメトラライフより上位となっ

ているが, こうした事情を反映している。フィデリティは加入者数で620万人と抜きんでいる。このほか, 第七位のバンガード, 第十二位のバトナム, 第十五位のドレイファス, 第十六位のロープライスもMF会社である。第二位のヒューイットはコンサルティング業者で, 資産運用などは通常行わないが, 大企業では年金コンサルティングへのニーズが強く, アンバンドル型では強みを発揮している。第十四位のタワーズペリン, 第十七位のコーブランドなどもコンサルティング業者である²¹⁾。

プロバイダー業務に資産運用が含まれるため, 確定拠出型年金の資産運用ランキングはプロバイダー業務のランキングにかなり似たものとなる。表5は98年年末現在での確定拠出型年金の運用受託ランキングである。ペンションズ&インベストメント誌によると, 98年年末現在で確

表5 確定拠出型年金の運用受託残高

(100万ドル)

順位	社名	合計	投信	分離勘定	変額保険	その他
1	フィデリティ	287,000	248,400	0	0	38,600
2	TIAA-CREF	245,177	0	1,954	145,992	97,231
3	ステート・ストリート・グローバル	134,100	—	—	—	—
4	パークレイズ・グローバル	78,300	0	4,700	0	73,600
5	バンガード・グループ	67,468	54,801	1,354	0	11,313
6	ブルデンシャル保険	57,600	29,900	8,200	1,700	17,800
7	ドイツ銀行	43,575	0	17,977	0	25,598
8	キャピタル・リサーチ	42,834	42,834	0	0	0
9	メトロポリタン生命保険	40,000	—	—	—	—
10	メリルリンチ	39,100	—	—	—	—
11	プリンスリアル・キャピタル	39,068	135	47	0	38,886
12	アメリカン・エクスプレス	38,518	—	—	—	—
13	バトナム・インベストメンツ	36,300	31,400	2,600	0	2,300
14	T・ロー・プライス	34,022	25,708	5,873	2,441	0
15	INVESCO	31,100	6,900	19,200	0	5,000
16	エトナ	30,364	1,319	2,681	20,272	6,092
17	アメリカン・ゼネラル	26,224	0	0	26,224	0
18	アメリカン・センチュリー	20,314	20,314	0	0	0
19	CIGNA リタイアメント	18,000	0	180,000	0	0
20	ジェイナス・キャピタル	17,435	14,381	395	2,659	0

注: 対象は米国非課税法人資産で運用再委託分を除く。—は内訳不明。98年末現在。

出所: Pensions & Investments, July 26, 1999, P.27から作成。

定拠出型年金の運用残高は1兆7,925億ドルで前年同期比18%増となった。第一位はプロバイダー業務と同じく、フィデリティで2,870億ドル（前年同期比29%増）、第二位はTIAA-CREF（全米教職員年金基金）で2,452億ドル（同15%増）、第三位はステート・ストリート・グローバルで1,341億ドル（同49%増）であった。これら上位三位までの年金運用業者は、プロバイダーとしても上位にランクされる業者であり、運用受託にはレコードキープなどプロバイダー業務が重要になっている。

ただし近年まで急速に増加してきたミューチュアルファンド（投資信託）はやや伸びが鈍化し、投資信託以外の伸びが目立っている。97年において投資信託は66%増となったが、98年においては16%増に低下し、代わって生保などが複数の年金資産を合同運用する分離勘定や年金むけの合同勘定が増加してきた。表5において、プロバイダー業務を手がけず、上位にランクされている業者はバークレイズやドイツ銀行であるが、これらは投資信託を手がけず、分離勘定や合同勘定を主たる業務としている。分離勘定や合同勘定は投資信託に比べ、コストが低くなっている。

アメリカにおける動向の最後に、最近、確定拠出型年金見直しの気運が高まっていることに触れておこう。アメリカの年金コンサルタントは、伝統的な確定給付型年金の人気の盛り返しつつある、と指摘する。ベビーブーム世代がいずれは確定給付型に注目するとみているためである。ましてや株価が暴落すれば、一層こうした傾向が強まるであろう²⁹⁾。すでにコカコーラ社などで自社株中心に運用していて、大きな損失が98年11月に発生したことも指摘した。こうした状況のなかで、確定給付型と確定拠出型の

中間に位置する、キャッシュバランスプランなどが注目されている。

キャッシュバランスプランは確定給付型的一种であるが、確定拠出型に似た特徴を持つ。拠出金は企業が負担し、従業員別の口座に積み立てられる。口座の積立金には長期金利程度の利子がつく。すなわち、国債で運用されることに等しく、401(k)のような高いリスクはない。転職や退職にあたっては、口座残高を転職先のプランやIRA（個人退職勘定）に移管できる。401(k)では年金給付支払公社の対象とならないが、キャッシュバランスは対象となる。一方、通常の確定給付型年金の年金給付額は、退職直前の給与に連動する、「最終平均給与方式」である。これに対し、キャッシュバランスプランの年金給付額は勤続期間中の給与平均にもとづく、「在職平均給与方式」である。したがって転職が不利にならない。表6が示すように、キャッシュバランスプランは確定給付型でありつつも、確定拠出型の利点も取り入れた性格を持っている³⁰⁾。ペンションズ&インベストメント誌によると、全米で325社がキャッシュバランスプランをすでに採用し、資産額は3,340億ドルに達している、という。このように、アメリカでも401(k)プランが今後も急拡大を見込まれているわけではなく、確定給付型やキャッシュバランスタイプが根強い。

以上見てきたように、アメリカの年金基金でも大手では確定給付型が中心であり、また民間企業の年金基金では確定拠出型が近年増加してきたが、資産構成においては自社株の比率がかなり高かった。自社株の組み入れ比率が高い年金では、局面によってはかなりの損失が発生した場合もあった。また確定拠出型年金では近年まで年金スポンサー（企業）やプロバイダーに

表6 キャッシュ・バランスプランの特質

	確定給付型	キャッシュ・バランス・プラン	確定拠出型
年金給付保証公社対象	○	○	×
個人別勘定	×	○	○
勘定の定期報告	×	○	○
加入者の投資リスク	なし	小さい	あり
企業の資産運用	○	○	×
一時金支給	少ない	○	○
在職平均給与方式	少ない	○	○
最終平均給与方式	○	×	×

出所：Pensions & Investments, May 31, 1999, P.20から作成。

よる、投資顧問法にいう投資助言は禁じられ、年金加入者は自己判断で投資を決定してきた。このため投資教育が重要な課題となってきた。加入者への投資教育が不十分、もしくは投資情報が不足するもとで、自社株投資が支配的となった傾向もあるとみられる。こうした背景において、401 (k) を中心とする確定拠出型年金には見直しの気運も強く、最近ではキャッシュ・バランスプランなど確定給付型が再び注目されている、と言えよう。

Ⅲ. 日本における確定拠出型年金導入の背景

日本において確定拠出型年金導入が検討され始めた背景には、第一に既存の確定給付型年金である企業年金の運用利回りが低下し、企業負担が増加するなかで、企業が年金負担の軽減を狙ったことがある³¹⁾。厚生年金基金の運用利回りは、運用報酬等控除後の利回りで見ても、1986年の9.45%、1987年の9.01%といった水準から大きく低下し、1996年度においても2.29%に低下した³²⁾。総利回りで見ても、1990年の6.93%から1997年度には2.11%に低下しており、運用利回りの低下は深刻である³³⁾。従来、多くの厚生年金基金は予定利率を5.5%としてきたため、運用利回りとの格差は「利差損」として、

当該企業の負担増をもたらす。こうした労務費関連の増加は、冒頭で指摘したように、国際競争に直面した多国籍企業にとって削減の対象とならざるえない。

第二に、企業会計において、2000年度から企業が退職給付債務の公表を義務づけられ、この処理に直面したことがある³⁴⁾。確定給付型年金では企業が年金の支払い義務を持っているが、確定拠出型年金では企業は掛け金支払い以上の義務はない。表7は米国会計基準で連結決算を開示している日本企業23社の98年度末における退職給付債務と年金資産を示している。これによると、23社の退職給付債務（年金・退職一時金）の積み立て不足額（積み立て不足A）は合計4兆7546億円となり、前年度比で22.1%の増加となった。これは表7の「割引率」を各社が97年度に比べ、割引率を引き下げたためである。割引率の引き下げ（運用利回りの低下）は退職給付債務の増加要因である。これら23社は比較的積み立て不足への対応が進んでいると見られ、一般の日本企業は一層の積み立て不足にあると言われる。

予測給付債務はコマツを除き、23の全社で増加した。コマツでは従業員数が前年度に比べ、5%程度減少した。コマツ以外の企業では、割引率を97年度の3.5%～4.5%から98年度には3.0

表7 退職給付債務と年金資産 (百万円、%)

社名	予測給付債務 (PBO)		制度資産 (年金資産)		未払年金費用計上額		積み立て不足A		積み立て不足B		割引率	
	98年度末	前年度比	98年度末	前年度比	98年度末	前年度比	98年度末	前年度比	98年度末	前年度比	98年度	97年度
日本ハム	77,226	14.6	33,991	6.7	39,390	24.7	43,235	21.7	44.0	3,845	95.0	3.5
ワコー	40,557	14.5	24,065	11.3	11,719	16.5	16,492	19.5	59.3	4,773	88.2	3.5
富士写真フイルム	358,409	23.0	200,312	18.2	98,351	14.5	158,097	29.7	55.9	59,746	83.3	3.5
コマツ	126,051	-0.4	60,312	10.9	78,551	-2.2	65,739	-8.9	47.8	(12,812)	110.2	3.1
クボタ	368,456	9.5	171,643	5.7	138,997	16.0	196,813	13.2	46.6	57,816	84.3	3.0
三菱電機	1,693,146	16.9	775,027	14.4	692,150	26.9	918,119	19.1	45.8	225,969	86.7	3.5
三菱重工業	1,459,724	21.6	563,831	7.7	732,602	34.0	895,893	32.4	38.6	163,291	88.8	3.5
オムロン	34,752	6.6	22,552	7.9	8,482	4.7	12,200	4.3	64.9	3,718	89.3	3.5
NEC	180,467	16.7	97,884	5.3	40,076	60.9	82,583	33.9	54.2	42,507	76.4	3.5
ソニー	1,107,788	16.4	665,152	7.9	341,045	39.2	442,636	32.1	60.0	101,591	90.8	4.0
TDK	655,831	16.9	429,618	47.3	129,115	-30.9	226,213	-16.1	65.5	97,098	85.2	2.7
三洋電機	208,302	16.3	113,784	5.3	73,848	36.2	94,518	33.0	54.6	20,670	90.1	3.0
パイオニア	393,076	3.4	223,411	8.1	128,356	-3.4	169,665	-2.1	56.8	41,309	89.5	4.5
京セラ	114,418	4.4	78,735	4.0	28,246	40.9	35,683	5.4	68.8	7,437	93.5	3.5
村田製作所	164,616	20.8	85,471	6.2	41,208	60.9	79,145	41.8	51.9	37,937	77.0	3.0
本田技研工業	100,818	28.6	44,337	8.5	38,281	61.3	56,481	50.5	44.0	18,200	81.9	3.0
キヤノン	1,328,862	18.4	720,156	12.3	227,424	31.6	608,706	26.4	54.2	381,282	71.3	3.0
リコー	491,102	23.8	270,713	13.1	132,818	50.0	220,389	39.9	55.1	87,571	82.2	3.0
伊藤忠商事	312,545	9.7	213,679	5.8	82,283	39.4	98,866	19.4	68.4	16,583	94.7	3.5
丸紅	276,733	22.5	157,379	-0.2	112,033	85.4	119,354	75.2	56.9	7,321	97.4	3.5
三井物産	210,888	6.4	116,931	2.8	90,847	12.9	93,957	11.3	55.4	3,110	98.5	3.5
イトーヨーカ堂	186,504	12.7	88,891	7.2	124,650	11.5	97,613	18.1	47.7	(27,037)	114.5	3.0
合計	171,701	7.5	149,424	9.7	8,971	-6.7	22,277	-5.7	87.0	13,306	92.3	3.5
	10,061,972	16.4	5,307,298	11.8	3,399,443	24.8	4,754,674	22.1	52.7	1,355,231	86.5	—

出所：『年金情報』，日本給付投資情報センター，1999年7月19日，P.8から作成。

～4.0%へ引き下げたことが影響して、予測給付債務が増加した。年金資産については、ソニーが47%と大幅に増加した。ソニーは年金信託に長期保有株式（時価814億円）を拠出し、米国会計基準で年金資産とみなされた。

積み立て不足A（年金資産から予測給付債務を引いたもの）は全社において積み立て不足となり、また積み立て不足が前年度比で減少した企業はソニーなど4社にとどまっている。ついで積み立て不足B（積み立て不足Aから未払い年金費用計上額または退職給与引当金を差し引いたもの）は日本における会計基準変更時の積み立て不足に近い指標で、これを15年以内に償却することとされている。現実的には、こうした意味では積み立て不足Bのほうが、積み立て不足Aよりも重要である。しかしこの積み立て不足Bでも不足額は23社で1兆3,552億円に達している³⁵⁾。こうした退職給付債務の公表を迫る会計基準の変更が、確定拠出型年金の導入への契機となったことは否めない。

第三に、労働力の流動性を上昇させるため、転職に際してのポータビリティが指摘されることがある³⁶⁾。日本では終身雇用制が前提となり、退職金や年金が設計されてきたため、転職すれば退職金や年金の受け取りにおいて不利になる場合が多かった。同時に企業に対しては、非課税となる退職給与引当金の引当率は発足時には期末要支給額の100%であった。しかし同引当率は漸次的に引き下げられ、2003年度には20%にまで引き下げられる。終身雇用を支える税制が変化するなかで、労働市場の規制緩和が主張され、年金制度も転職に対応すべき、と論じられる。

第四に、経営状態が厳しいなか、銀行、生保、証券などが新たな収益源として、確定拠出型年

金の手数料収入に注目したことがある³⁷⁾。すでに見たように、アメリカにおいても確定拠出型年金の関連ビジネスは金融機関にとって重要な市場となっており、日本においても信託銀行と生保による企業年金の独占が崩れるなかで、多くの金融機関が年金市場の将来性に注目している³⁸⁾。ただアメリカの事例でも明らかなように、ブックキーピングなどのために、多額のシステム投資が必要とされるため、年金問題が金融機関の提携を促進した面がある³⁹⁾。

以上のような要因が相互に影響しあって、日本における確定拠出型年金の導入を促したと見られる。

IV. 確定拠出型年金導入までの政治経済

日本における確定拠出型年金の導入にあたっては、導入時の制度設計をめぐる様々なプランが提案された。自民党は98年2月に第四次経済対策で7項目からなる証券市場活性化策と34項目からなる規制緩和項目を打ち出した。このなかで証券市場の活性化策の第四の柱として、401(k)プランの検討が挙げられた。したがって当初、自民党は年金問題としてよりも、証券市場活性化策として確定拠出型年金をとらえていた⁴⁰⁾。

これを受け、自民党の政務調査会労働部会「勤労者拠出型年金等に関する小委員会」（座長太田誠一議員）は98年6月に提言をまとめ、現状の財形年金をアメリカの401(K)に近づけるよう提案した。この時、労働省も同じように財形年金からの確定拠出型年金導入を目指していた。労働省はすでに97年9月に財形年金からの衣替えによる確定拠出型年金導入に関する中間報告を発表していた。

一方、厚生省は厚生年金基金の枠内において、第二加算年金的な取り扱いで確定拠出型年金の導入をはかろうとしていた。すでに97年度に年金の目標給付額をかかげた確定拠出型年金を導入しようとしたが、経済界からの反発で失敗していた⁴¹⁾。

98年夏には、確定拠出型年金導入にむけた税制優遇に関し、厚生、通産、労働省が足並みを揃え、本人負担と事業主負担とそれぞれ限度額以内で非課税とすることを要望した。しかし厚生と労働省は公的年金等控除の適用を求めているが、通産省は公的年金等控除の廃止を主張していた。また自民党は労働部会の提言を引き継ぎ、年金制度調査会（藤本孝雄会長）が確定拠出型年金導入の小委員会を設置した⁴²⁾。

98年10月には自民党年金制度調査会の私的年金小委員会（津島雄二委員長）は確定拠出型年金の基本的仕組みをまとめ、企業拠出型と個人拠出型の二種類とした。この時、確定拠出型年金は既存の年金とは別制度とすること、しかし同時に既存の企業年金から転換できる制度も検討するとされた。また個人拠出型は自営業者などが加入できるとされた⁴³⁾。99年12月に大枠が決定された制度の基本は98年10月に決定されていた。

98年12月には自民党税制調査会が確定拠出型年金導入に向けての税制改正の検討を開始した。60才以降に一時金としてではなく、年金として受給することを条件に、個人や企業の拠出金を一定限度内で非課税とすることが検討の中心で、上記の私的年金小委員会が党税調に要望した。一方、労働省の財形年金からの確定拠出型年金への転換については検討が遅れていた⁴⁴⁾。

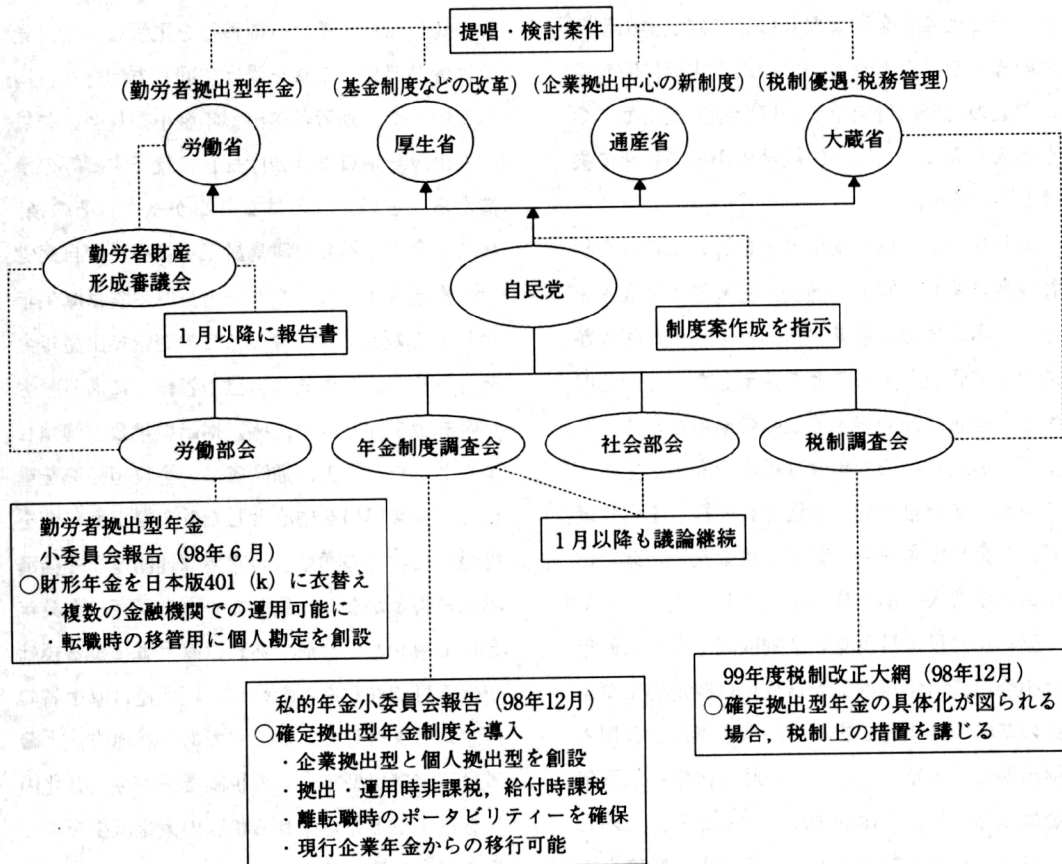
図1は99年初頭における、確定拠出型年金導入をめぐる官庁や自民党の部会のスタンスを示

している。財形年金を所管する労働省は財形年金の401(k)タイプへの移行を主張し、自民党では労働部会がこれを受けて同じ方向性を目指していたが、勤労者拠出型年金小委員会の委員長太田誠一議員が総務庁長官に就任する等の事情から、強い流れとはならなかった。その後、私的年金小委員会（津島雄二委員長）が自民党での推進母体となった。一方、厚生省は厚生年金基金での上乘せ年金としての確定拠出型年金を目指した。厚生省は自己の管轄下にある厚生年金基金を守りつつ、確定拠出型年金も管轄しようとした。一方、通産省は企業負担軽減を重視し、企業拠出を中心とした確定拠出型年金を提唱した。この通産省の立場は経団連など経済界の利害とかなり一致していた。既存の企業年金に上乘せという形であれば厚生省による規制が残る可能性があるために、経団連は厚生省の構想には反対していたからである。他方、大蔵省は確定拠出型年金への税制優遇が2～3兆円にも達すると見込まれる税収の大幅減少をもたらす懸念を持っていた⁴⁵⁾。

確定拠出型年金導入にあたっては、既存の厚生年金基金や適格年金との関連、既存年金からの移行方法が大きな論点となった。厚生省による厚生年金基金に関わる認可条件が多いことから、厚生年金基金や適格年金からの確定拠出型年金への移行は困難である、と指摘された。したがって法人税の退職給与引当金の引当率が低下しているなか、企業は退職金の原資を確定拠出型年金にシフトさせると予測されている⁴⁶⁾。

・自民党の私的年金等小委員会は99年6月に確定拠出型年金導入にむけての原案をまとめた。企業拠出型と個人拠出型の二種類とされたが、この時点の構想で注目すべきは、企業拠出型であつても従業員拠出だけの制度を想定していな

図1 自民党・政府の確定拠出型年金に関する制度論議の流れ



出所：『年金情報』，1999年1月4日付

いこと、自営業者なども個人拠出型に加入できる、としたことであろう⁴⁷⁾。この二点は99年12月の自民党税調にも強く反映されたからである。

V. 日本における確定拠出型年金の限定された導入

日本における確定拠出型年金は99年12月の自民党税制改正大綱において、一応の決着をみた。これによると、企業型年金と個人型年金の二種類とされ、企業型年金では企業の拠出だけが認められ、非課税での本人の拠出は認められなかった。厚生年金基金や適格年金など企業年

金がある場合、企業の拠出金の損金算入は年間21万6000円までとされ、企業年金がない場合には43万2000円とされた。個人型年金の非課税枠については、自営業者は国民年金基金と合計で81万6000円、企業年金がなくかつ確定拠出型の企業型年金も設立されない従業員は18万円とされた。運用についてはともに非課税、給付時点では年金として受け取る場合には公的年金等控除が適用され、一時金として受け取る場合には退職所得課税となる⁴⁸⁾。

今回の制度導入において、最大の難点は所得控除の上限が低いことに加え、マッチング拠出

が認められなかったことと指摘される。企業型年金でも企業だけが損金算入を認められ、企業年金のない企業従業員だけが個人型年金で18万円まで認められた。大蔵省が税収確保や税制の公平性の観点から、強力に従業員の本人拠出への税制優遇には抵抗したと言われる。このため、日本における確定拠出型年金の普及は既存の企業年金からの移行と企業年金未加入の個人や企業の開拓にかかる、と言われる⁴⁹⁾。

今後の確定拠出型年金の最大の注目点は、厚生年金基金など既存の年金からの移行をどのように認可するか、である。この点については2000年3月時点ではいまだ検討中であるが、一部の新聞報道によると、厚生年金基金や適格年金からの移行には上限を設け、その上限は従業員ひとりあたり43万2000円に勤続年数を乗じた額と言われる。この範囲ならば非課税で確定拠

出型年金への移行を認める、と言われる。このように上限を設けるのは、従来企業年金がないが確定拠出型年金の企業型年金を導入する場合、企業拠出金を年間43万2000円までは損金算入を認めたこととの整合性のためである⁵⁰⁾。

表8は日本の大手厚生年金基金を示している。最大手の松下の場合で、加入員数が9万5,349人であり、社員の平均年齢が40.6才であるから、平均勤続年数は18.6年程度と推定される。このため18.6年に43万2,000円を乗して、さらに9万5,349人を乗じると、7,633億円となる。松下の場合は現在の厚生年金基金の資産残高がほぼ非課税で確定拠出型へ移管可能と推定される。しかし加入員数が比較的少ない日本航空やブリヂストンについて同様に算出すると、非課税移管の上限は1,469億円、1,718億円であり、両社の資産残高をかなり下回る。こうして多く

表8 日本の大手厚生年金基金

順位	基金名	設立年月	総資産額 (百万円)	掛け金額 (百万円)	修正総合 利回り(%)	総幹事	加入者数	受給者数	平均年齢
1	松下電器	78.06	752,762	51,956		住友信託	95,349	8,297	40.6
2	東芝	69.04	683,197	58,133		三井信託	79,183	20,563	38.8
3	ホンダ	68.04	623,839	49,377	4.11	三菱信託	73,904	4,843	41.8
4	日本電気	68.05	608,793	43,178	2.85	住友信託	115,047	9,521	37.0
5	三菱電機	69.04	592,700	35,116	2.97	三菱信託	61,481	16,848	40.7
6	富士通	70.08	574,893	45,677		朝日生命	109,550	6,523	36.9
7	トヨタ自動車	67.06	569,571	42,890		三井信託	71,245	9,377	37.4
8	全国信用組合	68.05	324,537	14,978		大和銀行	34,676	8,990	—
9	日産自動車	72.01	322,427	11,596		安田信託	44,299	14,591	39.3
10	セゾングループ	70.04	295,192	19,213	3.72	三井信託	58,493	11,929	—
11	キャノン	69.09	251,466	23,319	2.29	第一生命	29,683	1,480	38.3
12	日本航空	92.10	249,251	18,274	1.80	富国生命	20,134	1,743	39.0
13	デンソー	68.01	247,028	13,750		三井信託	40,184	2,953	35.8
14	マツダ	70.04	239,809	11,125	2.29	住友信託	29,402	8,157	42.4
15	ソニー	91.11	238,683	23,318	4.20	三井信託	59,598	2,111	38.7
16	大阪産業	67.10	234,192	14,763	3.00	東洋信託	59,964	16,251	—
17	ダイエー	67.10	224,333	14,932	2.35	第一生命	57,543	9,110	36.1
18	ブリヂストン	74.08	213,268	11,654	2.70	住友信託	18,059	3,277	44.1
19	富士電機	70.10	194,845	14,086	2.51	朝日生命	27,683	6,773	39.3
20	松下電工	78.06	181,335	8,574	2.40	住友信託	24,565	1,650	37.2

出所：『年金情報』、1999年10月18日付、『平成10年版厚生年金基金事業年報』、『会社四季報』から作成。

の厚生年金基金では、非課税で全額を確定拠出型に移管することは困難となろう。

また厚生年金基金から確定拠出型年金への移管は労使の合意が必要とされているが、労働側が簡単に確定拠出型への移行に賛成するとは考えにくい。確定拠出型への移行は、労働側にとって年金受給額の減少につながる可能性が高いからである。また確定拠出型への移行が事業主にとっても年金負担額の減少につながるか、不透明である。金融機関への手数料や加入者への投資教育などのコスト負担があるからである。

最後に確定拠出型年金導入の政治的側面に触れておきたい。今回の確定拠出型年金の導入において目立ったことのひとつは、官僚出身の自民党議員の活躍である。98年に自民党労働部会の勤労者拠出型年金小委員会で検討されていた時期は、太田誠一という大学教員出身の議員（前職は福岡大助教授）が中心になっていたが、その後自民党年金制度調査会私的年金小委員会に舞台が移ってからは、表9が示すように、官僚出身の自民党議員の独壇場となった。同小委員会委員長津島雄二議員は大蔵省出身で当選8回、厚生相も経験している。同委員会委員長代理の長勢甚遠議員は労働省出身で当選3回、厚生政務次官も経験している。また自民党税調の委員長である林義郎議員も通産省出身で当選

10回、厚生相、蔵相も経験した大物である。図1に示されたように、四省庁から提出されてくる要望をこれら官僚出身の自民党議員が調整し、まとめた結果が99年12月に自民党税調に反映されたと言える。

税制優遇を限定した範囲にとどめたという側面では明らかに大蔵省の要望が反映されたし、自営業者むけの個人型確定拠出年金を導入したという側面では選挙を控えた自民党の論理が勝ったのである。いずれにせよ日本における確定拠出型年金は現状ではアメリカに比して極めて限定されたことは明らかだろう。

VI. まとめに代えて

アメリカの年金基金でも大手では確定給付型が中心であるが、民間企業では確定拠出型が増加してきた。確定拠出型年金の資産構成では自社株がかなりの比重を占めており、局面によっては少なからぬ損失が発生してきた。アメリカでは最近までプロバイダーによる投資助言は禁じられており、従業員向け投資教育が大きな課題となってきた。アメリカの場合、確定給付型では従業員の拠出金が課税されるのに対して、確定拠出型の401 (k) では従業員の拠出金が非課税となることが、401 (k) 普及の大きな要因

表9 確定拠出型年金導入に関わった国会議員

議員名	出身官庁	経歴
津島 雄二	大蔵省	98年 党税制調査会小委員長 90年 厚生相 当選8回
長勢 甚遠	労働省	95年 厚生政務次官 自民党労政局長、社会部会長等を経る。 当選3回 富山1区
林 義郎	通産省	82年 厚生相、92年 蔵相 96年 党税制調査会会長 当選10回

出所：新聞報道から作成。

だったと見られる。

一方、日本では「日本版401 (k)」というネーミング自体が不適切と思われる制度となった。企業型と個人型に分けられ、企業型では従業員が非課税で拠出するというシステム自体が認められていない。企業型では企業だけが非課税で拠出することとなった。退職給与引当金の引当率が20%まで引き下げられるため、企業としては今まで退職金として支給してきた資金の一定部分を、確定拠出型年金に回すことになるだろう。また個人型についても、自営業者が加入するにせよ、経済合理性をもつならば、予定利率4.5%の国民年金基金への加入を選択するであろう。残るは、既存の厚生年金基金からの移行をどの程度まで認可するか、に確定拠出型年金の普及はかかっている。

いずれにせよ、確定拠出型年金は日米で比較が困難という程度にまで、日本では限定された導入だった、という結論となろう。そうなった原因の中には、公的年金が改革の最中に、年金税制の全体像を整理しないまま、関連官庁が大蔵省に確定拠出型への税制優遇を要求したこと、公的年金と厚生年金基金の代行問題に手をつけぬままであったこと、が考えられる。日本における企業年金の改革の方向性は、アメリカの401 (k) を模倣することよりも、従業員の雇用期間延長や新卒採用増加によって年金財政の健全化をはかり、かつ公的年金の代行を見直すことにあるのではあるまいか。

注

- 1) 河村健吉、『企業年金危機』、中公新書、1999年、p201～206。
- 2) 村上清、「日本の年金制度と改革への提言」、渋谷博史、井村進哉、中浜隆編、『日米の福祉国家システム』、日本経済評論社、1997年、p110～135。
- 3) *Handelsblatt*, 1,7,1997
- 4) 日本経済新聞、99年7月13日付

- 5) 日本経済新聞、99年12月25日付
- 6) 同社有価証券報告書から算出。
- 7) 日本経済新聞、99年11月3日付
- 8) *Statistical Abstract of the United States*, 1999, p391
- 9) 企業年金に関する制度的な説明は、*OECD ECONOMIC SURVEYS 1998-1999, United State*, p113～127に主として基づく。
- 10) 『年金情報』、日本格付投資情報センター、98年7月20日号、p24
- 11) 厚生年金基金連合会、『海外の年金制度—日本との比較検証—』、東洋経済新報社、1999年、179ページ。
- 12) 401 (k) の制度については厚生年金基金連合会、『企業年金に関する基礎資料』、平成10年7月、p247
- 13) 厚生年金基金連合会、前掲書、206ページ
- 14) もともと、1978年にアメリカの高消費・低貯蓄のもとで老後の貯蓄を増加させる必要性からボーナスの一部を内国歳入法401条k項で非課税とすることが始まった。そして81年からは月々の給与にも認可された。日本経済新聞社、『激変 年金マネー』、1999年、45ページ。
- 15) *Pensions & Investments*, January 26 1998 p25, January 25 1999 p25
- 16) *Pensions & Investments*, January 24, 2000, p25
- 17) *Pension & Investments*, January 24, 2000, p38
- 18) *Pensions & Investments*, August 23, 1999, p21
- 19) *Pensions & Investments*, March 9, 1998, p23
- 20) *Pensions & Investments*, August 23, 1999, p19
- 21) *Pensions & Investments*, November 16, 1998, p1
- 22) *Pensions & Investments*, March 9, 1998, p19
- 23) 『年金情報』、98年8月3日号、p23
- 24) 『年金情報』、98年8月17日号、p23
- 25) 『年金情報』、98年10月5日号、p20
- 26) 『年金情報』、98年10月19日号、p19
- 27) 『年金情報』、98年11月16日号、p23
- 28) 『年金情報』、98年12月7日号、p24
- 29) *Pensions & Investments*, August 24, 1998, p9
- 30) *Pensions & Investments*, May 31, 1999, p20
- 31) 日本経済新聞、1998年8月28日付
- 32) 厚生年金基金連合会、『企業年金に関する基礎資料』、平成10年7月、149ページ。
- 33) 『年金情報』、1999年10月18日付
- 34) 日本経済新聞、1999年4月29日付
- 35) 『年金情報』、1999年7月19日付
- 36) 日本経済新聞、1998年12月9日付
- 37) 日本経済新聞、1999年2月10日付、朝日新聞、1999年1月29日付
- 38) 確定拠出型年金の手数料としては、1%程度と言われる。日本経済新聞、1999年9月7日付
99年12月に税制改正の大枠が決定した後、個人型については手数料率は1%程度と報道されており、運用利回りへの影響が懸念されている。
日本経済新聞、1999年12月31日付
- 39) 厚生省は運用の一括化により手数料率を引き下げる構想を提示している。

日本経済新聞, 1999年10月25日付

- 40) 『年金情報』, 1998年3月2日付
- 41) 『年金情報』, 1998年7月6日付
- 42) 『年金情報』, 1998年9月7日付
- 43) 『年金情報』, 1998年11月16日付
- 44) 『年金情報』, 1998年12月7日付
- 45) 『年金情報』, 1999年1月4日付
- 46) 『年金情報』, 1999年5月3日付
- 47) 『年金情報』, 1999年6月21日付
- 48) 『税理』, ぎょうせい, 第43巻第3号, 2000年3月, P77

49) 『バンキング』, 2000年3月号, BSIエデュケーション
(旧銀行研修社), P51

50) 日本経済新聞, 1999年11月28日付

(付記) 本稿は (財) 日本証券奨学財団による平成11
年度研究調査助成金「グローバルイゼーショ
ンと年金制度」による研究成果の一部である。

(立命館大学 教授)